

第52号議案

八王子市組織条例の一部を改正する条例設定について

八王子市組織条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市組織条例の一部を改正する条例

八王子市組織条例（昭和43年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、八王子市に次の部を置く。 都市戦略部 総合経営部 市民活動推進部 総務部 契約資産部 財政部 生活安全部 市民部 福祉部 <b>健康医療部</b>  子ども家庭部 産業振興部 環境部 資源循環部 水循環部 都市計画部 拠点整備部 まちなみ整備部 道路交通部	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、八王子市に次の部を置く。 都市戦略部 総合経営部 市民活動推進部 総務部 契約資産部 財政部 生活安全部 市民部 福祉部 <b>医療保険部</b> <b>健康部</b> 子ども家庭部 産業振興部 環境部 資源循環部 水循環部 都市計画部 拠点整備部 まちなみ整備部 道路交通部

<p>(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 都市戦略部～福祉部 (略)</p> <p><b>健康医療部</b></p> <p>(1) 地域医療に関すること。 (2) 医療保険及び国民年金に関すること。 <b><u>(3) 健康づくりに関すること。</u></b> <b><u>(4) 保健衛生に関すること。</u></b></p> <p>子ども家庭部～道路交通部 (略)</p>	<p>(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 都市戦略部～福祉部 (略)</p> <p><b>医療保険部</b></p> <p>(1) 地域医療に関すること。 (2) 医療保険及び国民年金に関すること。</p> <p><b>健康部</b></p> <p><b><u>(1) 健康づくりに関すること。</u></b> <b><u>(2) 保健衛生に関すること。</u></b></p> <p>子ども家庭部～道路交通部 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。  
(八王子市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)
- 2 八王子市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和56年八王子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <b>健康医療部</b> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <b>健康部</b> において処理する。

(八王子市大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正)

- 3 八王子市大気汚染障害者認定審査会条例(平成19年八王子市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <b>健康医療部</b> において処理する。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <b>健康部</b> において処理する。

(八王子市小児慢性特定疾病審査会条例の一部改正)

- 4 八王子市小児慢性特定疾病審査会条例(平成26年八王子市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)

第6条 審査会の庶務は、 <b>健康医療部</b> において処理する。	第6条 審査会の庶務は、 <b>健康部</b> において処理する。
-------------------------------------	-----------------------------------

(八王子市感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)

5 八王子市感染症の診査に関する協議会条例（平成19年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <b>健康医療部</b> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <b>健康部</b> において処理する。

